

## 7 都市農業の持続的発展を図るための対策の強化

### 1 都市農業と関連する税制度の見直し

#### 【提案内容】

提出先 財務省、農林水産省、国土交通省

都市農業の持続的発展を図るために、次の場合に相続税納税猶予制度の対象となるよう税制度の見直しを検討すること。

- (1) 市街化区域外農地及び生産緑地において、園芸施設（温室、ビニールハウス等）や畜舎などの農業用施設用地を相続する場合
- (2) 市街化区域外農地において、多面的機能を有する市民農園の開設のために農地を供する場合
- (3) 生産緑地の貸借を行った場合（市民農園利用も含む）

また、田園住居地域を農業的に土地利用した場合の税制に関する検討に当たっては、相続税納税猶予制度の対象とすること。

#### ◆現状・課題

本県の農地は、地価が高いことから農業経営における税負担が大きく、特に経営継承時の相続税は大きな障害となっており、経営継承の妨げとなっている。

- (1) 地価が高い本県においては、土地を高度に活用するための施設利用型農業経営の推進が不可欠であり、畜産経営においては基本的経営基盤として畜舎等施設整備が必要である。しかし、これらの農業用施設用地は相続税納税猶予制度の対象となっていない。
- (2) 市民農園は都市住民のニーズが高く、防災や県土の保全及び保健休養の場など多面的機能を有する都市農地として、有効利用を図っていくことが必要である。
- (3) 生産緑地を貸借した場合に相続税納税猶予制度の対象となることで、より農地を確保することが可能となる。

#### 1 本県の園芸施設を利用する販売農家戸数及び飼養経営体数

園芸施設を利用する販売農家戸数	飼養経営体数	合計（対販売農家）
2,037戸	376戸	2,413戸(19.0%)

農林水産省「2015年農林業センサス」を基に作成

#### 2 本県内市民農園の直近の応募状況

募集区画数	応募者数	不足区画数
5,101区画	5,683人	582区画

農林水産省「市民農園開設状況調査」(H28)を基に作成

#### 3 本県の生産緑地地区指定状況

件数	面積（対市街化区域農地）
8,564箇所	1,336.3ha(47.1%)

(H28) 神奈川県作成

#### ◆実現による効果

相続税納税猶予制度の対象とする農地を拡大することで経営の継承を容易にし、より多くの農地を確保することで都市農業の持続的発展が可能になる。

(神奈川県担当課：環境農政局農政課、農地課、畜産課)

## 2 農業用ロボット等のスマート農業技術の開発・普及支援

### 【提案内容】

提出先 農林水産省

都市農業における経営の安定化を図るため、都市部の中小規模農家でも容易に導入できる農業用ロボット等のスマート農業技術の開発を行うとともに、普及を図るために支援策を構築すること。

#### ◆現状・課題

今後、国際的な経済連携の影響が懸念され、農業において一層の体質強化対策が求められるが、本県の農業は経営規模が小さく、農地が分散し集約化が困難である。そのため、中小規模経営に適した革新的な省力化や高品質化技術等による生産性の向上が必要であり、本県においても農作業用アシストツールの実証等、スマート農業の推進に取り組んでいる。

しかし、現在、国と民間企業が開発を進めている草刈機や農薬散布機等の農業用ロボットは大規模農家向けのもので、都市部の中小規模農家が使用するにはより小型で低価格なものが求められる。

#### ◆実現による効果

中小規模農家向けのスマート農業技術の開発及び導入支援により、省力化や高品質化等の生産性の向上を実現することで、都市農業の体質強化が図られる。

(神奈川県担当課：環境農政局農政課、農業振興課)



○ 農薬散布機の例

地域 IoT 実装推進タクスフォース  
(第1回) 「スマート農業モデルの  
地域実装に向けた取り組み」より

#### ○ 草刈機の例

農研機構 西日本農業研究センター  
「農林水産業におけるロボット技術研  
究開発事業 / 研究成果」より

